

長浜市公告式条例の一部を改正する条例ほか8件の条例をここに公布する。

令和8年4月6日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第19号	長浜市公告式条例の一部を改正する条例
長浜市条例第20号	長浜市行政手続条例の一部を改正する条例
長浜市条例第21号	長浜市印鑑条例の一部を改正する条例
長浜市条例第22号	長浜市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例
長浜市条例第23号	長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
長浜市条例第24号	長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第25号	長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第26号	長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第27号	史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の一部を改正する条例

## 長浜市公告式条例の一部を改正する条例

長浜市公告式条例（平成18年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 長浜市行政手続条例の一部を改正する条例

長浜市行政手続条例（平成18年長浜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「とき」とあるのは「」に、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第29条中「第3項、第16条」を「第3項及び第4項、第16条」に、「「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」に、「「同項第3号」」を「「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条の規定の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 長浜市印鑑条例の一部を改正する条例

長浜市印鑑条例（平成18年長浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「貼付け、かつ、割印若しくは浮出し型の証印の押印若しくは被膜等により容易に改変できない」を「貼付した」に改める。

第14条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、この条例の公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 長浜市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

(長浜市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者又は保護者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることによって、保険医療機関等が助成対象者の資格情報を取得及び閲覧できる場合は、この限りでない。

(長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正)

第2条 長浜市老人福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることによって、保険医療機関等が助成対象者の資格情報を取得及び閲覧できる場合は、この限りでない。

(長浜市精神障害者通院医療費助成条例の一部改正)

第3条 長浜市精神障害者通院医療費助成条例（平成18年長浜市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者又は保護者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることによって、保険医療機関等が助成対象者の資格情報を取得及び閲覧できる場合は、この限りでない。

(長浜市子ども医療費助成条例の一部改正)

第4条 長浜市子ども医療費助成条例（令和4年長浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることによって、保険医療機関等が子どもの資格情報を取得及び閲覧できる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表西黒田南地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

## 長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例（平成19年長浜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次号オ」を「次号カ」に改め、同条第2号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）」に改め、「規定する派遣労働者」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同号ウ中「労働者」の次に「（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）」を加え、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 市から業務委託（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第3項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）を受けて、当該業務委託に係る業務に従事する特定受託業務従事者（同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。）

第2条第5号中「思慮」を「思料」に改め、同条第7号中「エ」を「オ」に、「外部の」を「外部の」に、「当る」を「当たる」に、「当らない」を「当たらない」に改め、同号ア中「（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）」及び「次の」を削り、同号イ中「（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第1号」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に、「労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者」を「派遣労働者（以下この号において「労働者等」という。）若しくは労働者等であったもの又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 特定受託業務従事者又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。）又は特定受託事業者であった者に業務委託をし、又は当該通報の日前1年以内に業務委託をしていた事業者第2条第10号エ中「前各号」を「アからウまで」に改める。

第6条第1項中「思慮」を「思料」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 市長等は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。
- 4 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。
- 5 市長等は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

第18条中「思慮」を「思料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条第4項の規定は、この条例の施行後にされた公益通報をしない旨の合意その他の法律行為について適用し、この条例の施行前にされた当該法律行為については、適用しない。

3 この条例による改正後の第6条第5項の規定は、この条例の施行前にされた第6条第1項の規定による公益通報にも適用する。

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の一部を改正する条例

史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例（令和3年長浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

休館日	(1)月曜日から土曜日まで (2)12月第3日曜日から翌年3月第2日曜日まで
-----	---

別表第2を次のように改める。

観覧時間	午前9時から午後5時まで。ただし、11月1日から翌年3月31日までは午前10時から午後4時までとする。
------	---

備考 入館は、観覧時間終了時刻の30分前までとする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。